

薬食化発 1 1 2 8 第 1 号  
健衛発 1 1 2 8 第 1 号  
平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

各 

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課  
化学物質安全対策室長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省健康局生活衛生課長  
（ 公 印 省 略 ）

住宅の内装リフォームによるシックハウス症候群の防止について（周知）

シックハウス対策の推進につきましては、日頃より御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

今般、壁紙の張替えなどの内装リフォームによるシックハウスやにおい、化学物質に関する事故情報が寄せられていることを踏まえ、消費者庁より、「住宅の内装リフォームでシックハウス症候群にならないために」（平成 26 年 11 月 28 日。別添参照）が公表されました。

つきましては、この情報を建築物衛生その他の生活環境対策の推進に活用するとともに、消費者自身で壁紙の張替えなどの内装リフォームを行う際は、建築材料のホルムアルデヒド発散量の等級を確認等すること、内装リフォームを行った後は、部屋の換気を十分に行うこと、シックハウス症候群と思われる症状が出た場合には、医療機関に相談すること等、シックハウス症候群の防止対策について、関係団体、住民等への周知を図るようお願いいたします。

<参考> 「生活環境におけるシックハウス対策」

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei/sick\\_house.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei/sick_house.html)